

医療廃棄物処分業務委託仕様書

1 目 的

茨城県立中央病院（以下「本院」という。）から排出される医療廃棄物（感染性廃棄物）の処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第6項の規定による許可を受けた者に委託する。

2 受託条件

- (1) 感染性廃棄物が、許可を受けた産業廃棄物の範囲に含まれていること。
- (2) 公告までに500床以上の病院で、医療廃棄物処理の実績があること。
- (3) 中間処理の確認ができるよう、電子マニフェストを採用できること。
- (4) 本委託は、中間処理から最終処分までの一切の費用が含まれるものとする。

3 搬入方法 本院と別途契約する収集運搬業者が搬入する。（原則、土日祝祭日を除く）

4 医療廃棄物（感染性廃棄物）の種類

分 類		内 容	貯蔵荷姿
医療 廃棄物	感染性医療廃棄物	鋭利な物：注射針、試験管等	別紙①のとおり
		液状又は泥状の物：胎盤、臓器、大量の血液が付着した布等	別紙②のとおり
	医療ビン類	医薬品、試薬等のビン、注射薬アンプル等医療行為に使用した不燃物	別紙①のとおり
	その他医療廃棄物	固形状の物：医療行為に使用した上記以外の物全て（可燃物）	別紙③のとおり

5 医療廃棄物（感染性廃棄物）の予定排出量等

感染性医療廃棄物、医療ビン類、その他医療廃棄物：235,730kg

（参 考）

・令和6年度の1回当たりの平均回収個数(週2～3回排出)

ポリプロピレン容器 (20リッター) [個]	ポリプロピレン容器 (45リッター) [個]	段ボール容器 (60リッター) [個]
47	23	283

・令和6年度の1回当たりの平均回収重量(週2～3回排出)

1,573kg/回

感染性廃棄物処分容器の仕様について

感染性廃棄物の分類及び容器については、以下の仕様で搬出するものとする。

感染性廃棄物		
鋭利な物 ① ・注射針、試験管等 ・医薬品、試薬等のビン、注射薬アンプル等医療行為に使用した不燃物	液状又は泥状の物 ② ・血液、体液、それらが多量に付着した布等 ・病理廃棄物（臓器、組織、皮膚）	固形状の物 ③ ・医療行為に使用した左記以外の物全て（可燃物） ・脱脂綿・手袋・ガウン ・マスク・包帯・注射器 ・透析回路・ギプス ・オムツ・各種チューブ 等
		
・寸法：340×234×360 (20L) ・寸法：475×330×360 (45L) ・材質：ポリプロピレン ・密封設計 ・注射針などの貫通しない強度 ・荷崩れ防止構造	・寸法：340×234×360 (20L) ・寸法：475×330×360 (45L) ・材質：ポリプロピレン ・密封設計 ・有毒ガスの発生がない ・荷崩れ防止構造	・寸法：450×450×300 (60L) ・材質：段ボール
黄色：バイオハザードマーク付き	赤色：バイオハザードマーク付き	橙色：バイオハザードマーク付き